R8.11.1

申請者・行政書士の皆様へ
農地法に関する許可書類の受け取り方法が選べます

●これまで

農地法に関する許可書類は確実な書類の引き渡しのため、原則「**窓口での直接交付**」でした。

●これから

申請者負担軽減のため、**希望される場合**は**レターパック**による返送（郵送交付）を可能とします。
※窓口での直接交付も引き続き可能です。

重要：レターパックでの返送をご希望の方へ

・レターパックの費用は**「申請者負担」**です。
・返送を希望する場合は、**申請書提出時に「返送用レターパック」を添付**してください。
※添付がない場合は「窓口交付」とさせていただきます。
・レターパックの追跡記録よりお届け完了が確認できたことをもって、「交付完了」とします。**「交付完了」後に何らかの事情により再交付を希望する場合、許可済み証明書（有料）での対応となります。**

●手続きの流れ

◆レターパック（ライト/プラス）を購入
◆宛名面に返送先（住所・氏名・電話番号）を記入
◆申請書類の提出時に、記入済みのレターパックを添付
◆許可書類が整い次第、当委員会よりレターパックで返送
※レターパック返送希望者への電話連絡は行いませんのでご了承ください。
※レターパック返送を希望していたが急ぎのため、直接交付に変更したいという対応は原則行いませんのでご注意ください。

諏訪市農業委員会事務局
諏訪市高島一丁目22番30号
0266-52-4141（内線 415）